

スクール会員規約

- 第1条 (名称)
本スクールは、東京ベイスイミングと称す
- 第2条 (所在地)
本スクールは、千葉県浦安市舞浜1-7、東京ベイホテル東急フィットネスクラブCREO内に置く。
- 第3条 (目的)
本スクールは、スポーツマンシップを養い、健全明朗な社交機関としてクラブ会員の健康増進を図り、スポーツ普及発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 (入会資格)
本スクールに入会できる者は、各コースに定められた資格に該当し、本クラブの趣旨に賛同した者とする。
刺青のある者・伝染病・皮膚病・精神病患者は入会することができない。
- 第5条 (指導日時)
スクール会員は、各コースに定められた曜日、時間に指導を受ける事ができる。
- 第6条 (休業日)
本スクールは、定期休暇及び施設改装、その他のやむを得ない事由」が発生した場合に休業することがある。
但し本スクール側の事由により休業する場合は、1週間前までに施設内に告示する。
- 第7条 (手続き)
入会希望者は、入会申込書に必要事項を記入し、入会金及び会費と共に提出する。
- 第8条 (入会金及び年会費)
入会金及び年会費は、本スクールの入会時より退会時までの1年間とし返還はしない。
- 第9条 (会費)
会費は指導開始月の前日までに入金すること。
- 第10条 (会費などの返還)
但し納入した入会金及び会費等は、原則としてこれを返還しない。
- 第11条 (会費等の滞納)
会員が正当な理由なしに、会費等の納入を怠った時は、会員としての資格を失う。
- 第12条 (会員のモラル)
会員は下記の事項を守らなければならない。
①会場内では規則を守り、必ず指導員の指示に従うこと。
②本スクールの秩序を守り、本クラブの目的にそうよう努力すること。
- 第13条 (事故責任)
施設利用中の盗難・傷害・その他の事故については、スクールは一切の責任を負わない。
- 第14条 (除名)
会員が次の各号のひとつに該当する時は、スクールの判断で会員を除名する。
①スクールに対する諸支払いを期限までに納入せずクラブの請求に応じなかったとき。
②スクールの名誉または信用を著しく傷つける、または諸規則に違反したとき。
③会員相互の組織団体をつくる、もしくはその為の働きかけを行ったとき。
④その他スクールにおいて除名を至当と考えられる行為のあったとき。
⑤上記の場合、会員は損害金などの請求を行わない。
- 第15条 (資格喪失)
会員は次の場合、その資格を失う。
①退会・死亡・またはスクールを解散したとき。
②除名処分を受けたとき。
③禁治産・準禁治産・破産宣告を受けたとき。
- 第16条 (細則)
本規則に定めないクラブ運営上の事項については、別途細則に定める。
- 第17条 (改正)
本規則ならびに細則を改正する場合は、会社がこれを改正する。